

この頁は、内航海運に関わる関係官庁・団体等の発表資料 を掲載しています。

平成 19年11月26日(月) vol. 8 _{構成: アドメディア}

"エラ船型"で10%の省エネを!!

従来、拡大したボックス型のホールドを採用する場合には、船首部分が必然的に肥満型となり、大きな抵抗増加となっていましたが、"エラ船型"は抵抗増加を防止することにより、10%以上の省エネ効果が得られます。

命 山中造船株式会社



"エラ船刑" 特許第 2841171 号

〒799-2110 愛媛県今治市波方町大浦甲 1531 番地の 1 事 務 所 TEL 0898-41-9114 (代表) FAX 0898-41-6176 設計・工務 TEL 0898-41-9888 (代表) FAX 0898-41-8999

内閣府が規制改革要望集計 カボタージュ脅かす提案なし

海運関連では京浜~千葉海上コンテナ輸送の船員法適用緩和要望のみ

内閣府の規制改革推進室は10月15日から11月14日までの間に、地方公共団体 及び民間企業等から受け付けた①経済特区における規制の特例措置の提案206件②全国 で実施すべき規制改革の要望504件、計710件を公表した。

今回の集計で、これまで度々提案されて来た内航海運のカボタージュにかかる事案は、 国土交通省のきめ細かい回答の成果もあってか出ていない。海運関連事項では、横浜はしけ 輸送事業協同組合から①の案件として提案された「京浜港~千葉港間の海上コンテナはしけ 運送における船員法の適用除外」だけだった。

これは、「京浜港〜千葉港間の海上コンテナはしけによる海上輸送」を京浜港内の輸送と同様の「港のみを航行する船舶」とみなして、船員法の適用を除外し乗務体制を弾力化して欲しいというもの。これにより、はしけ輸送のコスト削減することで、トラック輸送からはしけ輸送にモーダルシフトし、CO2排出量の削減や効率的な物流体系の構築を図ることができるとしている。